



2018年11月12日

各 位

会 社 名 スルガ銀行 株式会社
代表者名 取締役社長 有國 三知男
(コード番号 8358 東証第1部)
問合せ先 上席執行役員
総合企画本部長 秋田 達也
(TEL 03-3279-5536)

シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する当社現旧取締役及び旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ

1 当社現旧取締役及び旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟の提起について

当社は、本年9月14日付け適時開示「『取締役等責任調査委員会』及び『監査役責任調査委員会』の設置について」でお知らせいたしましたとおり、取締役等責任調査委員会（委員長：小澤徹夫弁護士）を設置し、当社のシェアハウス関連融資その他における不適切な取り扱いをはじめとする一連の問題等に関し、現旧の取締役がその職務執行について善管注意義務違反等により当社に対する損害賠償責任を負うか否かについて調査及び検討を行っていただいております。本年11月9日、取締役等責任調査委員会より、シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する調査報告書を受領いたしました。その判断と理由の概要は、添付1のとおりです。

当社社外監査役である行方洋一及び野下えみは、上記シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する調査報告書を踏まえて、現旧取締役に対する提訴の要否を検討し、その結果、当該調査報告書の内容に従って、現旧各取締役の当社における地位、責任原因に対する関与の度合い等を考慮の上、損害額の一部について下記の現旧各取締役（又はその相続人）に対する損害賠償請求訴訟を提起することを決定しました。

当社は、本日、下記のとおり、現旧各取締役（又はその相続人）に対する損害賠償請求訴訟（責任追及の訴え）を静岡地方裁判所に提起しましたので、この段お知らせいたし

ます（本訴訟については、会社法の規定により、代表取締役ではなく、上記社外監査役が会社を代表しています。）。

また、当社取締役会は、上記シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する調査報告書を受けて、下記旧執行役員についても提訴の可否を検討し、その結果、当該調査報告書の内容に従って、旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、本日、今回の取締役に対する責任追及の訴えに併せて、損害額の一部について、静岡地方裁判所に訴えを提起いたしましたので、併せてお知らせいたします（本訴訟については、代表取締役が会社を代表しています。）。

記

(現旧取締役の氏名)	(請求金額)
岡野 光喜	金 3 5 億円
故・岡野 喜之助（訴訟当事者は同人の相続人）	金 3 5 億円
白井 稔彦	金 1 1 億円
望月 和也	金 1 1 億円
八木 健	金 1 1 億円
岡崎 吉弘	金 1 1 億円
米山 明広	金 1 1 億円
柳沢 昇昭	金 1 1 億円

(旧執行役員の氏名)	
麻生 治雄	金 1 1 億円

(注1) 今後損害額が拡大した場合やその他の状況に応じて、賠償請求額を増額することがあります。

(注2) 上記の各請求金額に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金も併せて請求しております。

(注3) 上記の各請求金額は、責任ありとされた上記の現旧各取締役及び旧執行役員に対して、連帯して支払いを求めるものです。

訴訟の今後の経過につきましては、必要に応じて適時適切に開示してまいります。

なお、取締役等責任調査委員会においては、創業家ファミリー企業に対する融資等の問題について、さらに調査を継続していただいておりますので、今後、同調査委員会か

ら追加の調査結果報告を受ける予定です。追加の調査結果報告を受けた場合には、適時適切に対処してまいります。

2 当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の不提訴について

当社は、本年9月14日付け適時開示「『取締役等責任調査委員会』及び『監査役責任調査委員会』の設置について」でお知らせいたしましたとおり、監査役責任調査委員会（委員長：西岡清一郎弁護士）を設置し、当社のシェアハウス関連融資その他における不適切な取り扱いをはじめとする一連の問題等に関し、現旧の監査役がその職務執行について善管注意義務違反等により当社に対する損害賠償責任を負うか否かについて調査及び検討を行っていただいております。本年11月9日、監査役責任調査委員会より、シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する調査報告書を受領いたしました。その判断と理由の概要は、添付2のとおりです。

当社取締役会は、監査役責任調査委員会の調査報告書を踏まえ、現旧監査役に対する提訴の可否を検討し、その結果、シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関して現旧の監査役について損害賠償責任は認められないとする当該調査報告書の内容に従い、現旧監査役に対しては損害賠償請求訴訟を提起しないことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査役責任調査委員会においては、創業家ファミリー企業に対する融資等の問題について、さらに調査を継続していただいておりますので、今後、本年12月中を目途に同調査委員会から追加の調査結果報告を受ける予定です。追加の調査結果報告を受けた場合には、適時適切に対処してまいります。

3 取締役等責任調査委員会及び監査役責任調査委員会の各調査報告書の公表について

取締役等責任調査委員会及び監査役責任調査委員会から受領した上記各調査報告書の内容につきましては、11月14日に公表する予定です。

【添付 1】

調査報告書・要約版

2018年11月9日

スルガ銀行株式会社 取締役等責任調査委員会

第1 調査の概要

1 取締役等責任調査委員会設置の経緯

スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）は、2018年1月に株式会社スマートデイズがシェアハウスオーナーに対する賃料支払を中止したことに端を発するシェアハウス関連融資の問題に関する報道等を受け、2018年1月17日付で、外部の弁護士で構成される危機管理委員会（委員長：久保利英明弁護士）を設置した。危機管理委員会は、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資についての事実関係を調査・検証し、同年4月24日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「危機管理委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、危機管理委員会調査報告書を受け、同年5月15日、その概要を公表するとともに、事態の重要性に鑑み、同日、同行から完全に独立した中立・公正な専門家3名で構成される第三者委員会（委員長：中村直人弁護士）を設置した。第三者委員会は、スルガ銀行における収益不動産ローン全般に関し、事実関係等を調査・検証し、同年9月7日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「第三者委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、同日、第三者委員会調査報告書を公表するとともに、同報告書における指摘及び提言を真摯に受け止め、役員体制の変更を行った。あわせて、スルガ銀行は、同年9月14日、第三者委員会調査報告書において言及されているシェアハウスその他の収益不動産ローンに関する不適切な取扱いをはじめとする一連の問題（以下「本件一連の問題」という。）について、現旧取締役において、その職務執行につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等、また、現旧執行役員において、その職務執行につきスルガ銀行に対する債務不履行責任等を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、同年6月の定時株主総会において新たに選任された社外監査役2名並びに独立性を確保した、スルガ銀行及び同行の現旧取締役及び現旧執行役員との間に利害関係のない立場にある外部弁護士からなる取締役等責任調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

なお、当委員会は、補助者として弁護士数名を任命し、本件一連の問題に関する調査・検討の補助をさせた。

委員長：小澤 徹夫（弁護士）

委員：片岡 義広（弁護士）

委員：行方 洋一（スルガ銀行社外監査役・弁護士）

委員：野下 えみ（スルガ銀行社外監査役・弁護士）

3 調査・検討の目的

スルガ銀行から当委員会に対して委嘱された調査及び検討事項は、下記のとおりである。

記

【調査事項】

- ① シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題
- ② ファミリー企業問題

【検討事項】

- ① 調査対象事案における取締役等のスルガ銀行に対する損害賠償責任の明確化
- ② 損害賠償責任が認められると認定した取締役等に対する責任追及（訴訟提起及び訴訟追行）
- ③ その他上記に関連する事項

4 本調査報告書の対象事項

本調査報告書は、上記3の調査事項のうち、調査事項①シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題（本件一連の問題）のみを対象とするものである。

調査事項②のファミリー企業問題については、現在、当委員会において調査・検討中であり、追って、同問題に関する調査報告書を提出する予定である。

第2 調査・検討の方法及び範囲

1 調査・検討の方法

（1）事実関係の調査

当委員会は、提訴期限までに対応すべき時間的制約の観点から、本件一連の問題について、原則として危機管理委員会調査報告書及び第三者委員会調査報告書において認定された事実関係を前提として、現旧取締役及び現旧執行役員（以下、総称して「取締役等」という。）の法的責任等について、調査・検討を進めることとした。

もっとも、スルガ銀行の取締役等について、その法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を検討し判断するという当委員会の職責に照らし、当委

員会では、後述する調査対象とした取締役等全員（但し、故人である岡野喜之助氏は除く。）に対し、直接ヒアリングを実施した。

また、当委員会では、取締役等の責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を判断する上で危機管理委員会調査報告書及び第三者委員会調査報告書の認定事実では不足する事実関係の調査、その他当委員会への委嘱事項を遂行する上で合理的に必要と思料される調査を行った。

（２）取締役等の責任に関する検討

当委員会では、上記（１）の調査と並行して、本件一連の問題について、スルガ銀行の取締役等の法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を検討し、判断する作業を行った。

具体的には、当委員会は、監視監督義務及び内部統制システム構築義務を含む取締役の善管注意義務違反等について判断した裁判例並びにこれらについて論じた文献等を検討・分析し、取締役の責任追及訴訟における判例法理を探求し、上記（１）で認定した事実関係に基づき取締役等の責任の有無を判断するとともに、本件一連の問題によりスルガ銀行に発生した損害額を検証した上で、取締役等の法的責任と相当因果関係のある損害を画定する作業を行った。

２ 調査・検討の範囲

（１）調査・検討事項

当委員会は、スルガ銀行からの委嘱事項を調査・検討するに当たり、主として、以下の事項について調査・検討を行った。

- ア 発生した不正行為等に対する取締役の監視監督義務違反の有無
- イ 内部統制システムの構築に関する取締役の善管注意義務違反の有無
- ウ 執行役員の職務上の注意義務違反の有無
- エ 取締役等の義務違反と損害との間の相当因果関係

（２）調査・検討の対象者

上記調査・検討の対象とした取締役等の範囲は、当委員会が本件一連の問題について法的責任が問題となり得ると判断した、以下の取締役（退任者を含む。）及び執行役員である。

- ① 取締役（退任者を含む。）

岡野光喜氏（元代表取締役会長・CEO）（以下「光喜氏」という。）
故・岡野喜之助氏（元代表取締役副社長・COO）（以下「喜之助氏」という。）
米山明広氏（元代表取締役社長・COO）（以下「米山氏」という。）
白井稔彦氏（元代表取締役専務・CCO／経営企画部管掌）（以下「白井氏」という。）
望月和也氏（元専務取締役・CFO／経営管理部、市場金融部管掌）（以下「望月氏」という。）
岡崎吉弘氏（元専務取締役／営業本部長）（以下「岡崎氏」という。）
柳沢昇昭氏（元常務取締役／審査部管掌）（以下「柳沢氏」という。）
八木健氏（現取締役／業務部管掌）（以下「八木氏」という。）
有國三知男氏（現代表取締役社長）（以下「有國氏」という。）
安藤佳則氏（社外取締役）（以下「安藤氏」という。）
大石佳能子氏（元社外取締役）（以下「大石氏」という。）
成毛眞氏（元社外取締役）（以下「成毛氏」という。）

② 執行役員

麻生治雄氏（元専務執行役員／営業本部、パーソナル・バンク長）（以下「麻生氏」という。）その他の執行役員

第3 本件事案の概要

本調査報告書は、要約版であるため、本件事案の概要については、その項目のみを記載することとし、その詳細についての記載は割愛する。

本件事案の概要に記載した項目は、以下のとおりである。

1 スルガ銀行の概要

- (1) 組織の概要
- (2) 収益不動産ローン等の概要
- (3) シェアハウスローンについて

2 事実の経過

- (1) 概要
- (2) 重要な事実

3 シェアハウスローンのリスクについて

- (1) 他の収益不動産ローンと同様のリスク
- (2) シェアハウスローン特有のリスク

4 数多くの不適切又は不正な行為が発生し、これに起因してシェアハウスローンに関して多額の引当金が計上されたこと

- (1) シェアハウスローンのリスク分析及びリスク顕在化後の適切な対応の欠如
- (2) 実質的な審査を欠いた融資の実行
- (3) 業務フロー上の重大な問題点
- (4) 情報の断絶
- (5) コンプライアンス意識の欠如
- (6) その他適切な信用リスク管理を欠いた行為
- (7) 不正行為の蔓延

第4 融資業務の実施に当たって銀行の取締役求められる注意義務

最決平成21年11月9日（刑集63巻9号1117頁）が判示するとおり、銀行の取締役は、融資業務の実施に当たって、「元利金の回収不能という事態が生じないように、債権保全のため、融資先の経営状況、資産状態等を調査し、その安全性を確認して貸付を決定し、原則として確実な担保を徴求する等、相当の措置」（以下「債権保全措置」という。）をとる義務を負うのであって、これは法的義務である。

これを前提に、取締役の善管注意義務違反について、第5では個別の債権保全措置及び監視監督義務の観点から、第6では債権保全措置に関する内部統制システムの構築義務の観点から論じる。

第5 シェアハウスローンの監視監督義務違反の有無

1 本件における監視監督義務に関する考え方

銀行の取締役は、債権保全措置に関する監視監督義務を負う。

本件では、各取締役において、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられておらず、シェアハウスローンを実行し続けることがスルガ銀行に重大な損害を及ぼす危険性を認識し、又は認識し得た場合には、それぞれの地位や管掌に応じて損害発生回避のために相当な措置を講ずる義務が発生すると解すべきである。

具体的には、代表取締役及び融資業務に直接関係する業務担当取締役（本件では営業及び審査の管掌取締役が該当する）には、シェアハウスローンに関する融資業務にあたって相当な債権保全措置が講じられていないことを認識し、又は認識し得た場合には、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じ、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し又は認識し得た場合には、シェアハウスローンについ

て相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じると解すべきである。これらの措置が取られない場合は、監視監督義務に違反したことになる。

そして、融資業務に直接関係する業務担当取締役以外の取締役には、シェアハウスローンに関する融資業務にあたって相当な債権保全措置が講じられていないことを疑うに足りる事実を認識し又は認識し得た場合は、取締役会や監査役に対し、相当な債権保全措置が講じられていない疑いがあることを報告したうえで、それを調査するよう求める義務が生じる。上記の義務を怠った場合には取締役としての監視監督義務に違反することになる。

2 各取締役の監視監督義務違反について

上記の規範に基づき、当委員会が認定した各取締役の監視監督義務違反は、以下のとおりである。

(1) 喜之助氏について

代表取締役副社長・COOであった喜之助氏については、遅くとも2016年1月末時点では、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じており、この義務を怠った点について、監視監督義務違反が認められる。

(2) 光喜氏について

代表取締役会長・CEOであった光喜氏については、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じており、この義務を怠った点について、監視監督義務違反が認められる。

仮に、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わなかったとしても、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務は生じていたものといえ、少なくとも、この義務に違反している。

(3) 岡崎氏及び八木氏について

営業部管掌の取締役であり、2017年4月以降は営業本部長も兼任していた岡崎氏及び審査部管掌の取締役であった八木氏については、いずれも遅くとも2016年12月末時点では、シェアハウスローンについて相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務が生じており、この義務を怠った点について、監視監督義務違反が認められる。

(4) 柳沢氏、白井氏及び米山氏について

審査部管掌の取締役（常務取締役）であった柳沢氏、代表取締役専務であった白井氏及び代表取締役社長であった米山氏については、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、相当な債権保全措置が講じられるまで直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じており、この義務を怠った点について、監視監督義務違反が認められる。

仮に、直ちにシェアハウスローンの実行を差し止めるべき注意義務までは負わないとした場合でも、相当な債権保全措置が講じられているかの調査を開始する義務は生じていたものといえ、少なくとも、この義務に違反している。

(5) 望月氏について

専務取締役であった望月氏については、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日時点において、取締役会や監査役に対し、相当な債権保全措置が講じられていない疑いがあることを報告したうえで、それを調査するよう求める義務が生じており、この義務を怠った点について、監視監督義務違反が認められる。

(6) 有國氏及び社外取締役について

取締役であった有國氏及び社外取締役であった成毛氏、安藤氏、大石氏については、シェアハウスローンに関する債権保全措置が講じられていないことを疑うに足る事実を認識し又は認識し得たとは認められず、監視監督義務違反は認められない。

第6 内部統制システムの構築に関する取締役の善管注意義務違反の有無

1 本件における内部統制システム構築義務に関する考え方

債権保全措置に関する内部統制システムに機能不全が生じている場合、これを認識し、又は認識し得た取締役は、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が発生し得る。ただし、複数の機能不全により損害が発生した場合、いかなる機能不全を認識し又は認識し得た場合に、内部統制システム構築義務違反が認められるかは、各取締役の地位及び当該機能不全の性質に応じた総合考慮となる。

具体的には、代表取締役及び融資業務に直接関係する業務担当取締役（本件では営業及び審査の管掌取締役が該当する）には、債権保全措置に関する内部統制システム

の機能不全を認識し、又は認識し得た場合は、内部統制システムを構築すべき義務が生じ、その余の取締役には、これを認識し又は認識し得た場合は、取締役会や監査役に対し、内部統制システムの機能不全を報告したうえで、それを構築するよう取締役会に求める義務が生じる。

2 各取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反について

上記の規範に基づき、当委員会が認定した各取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反は、以下のとおりである。

(1) 喜之助氏について

喜之助氏については、遅くとも2016年1月末時点では、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められる。

(2) 光喜氏について

光喜氏については、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められる。

ただし、創業家であり代表取締役会長・CEOであった光喜氏には、より早い時点においてスルガ銀行の内部統制システムを構築することが期待されていたといえる。

(3) 岡崎氏及び八木氏について

岡崎氏及び八木氏については、遅くとも2016年12月末時点では、債権保全措置に関する内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められる。

(4) 柳沢氏、白井氏及び米山氏について

柳沢氏、白井氏及び米山氏については、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、内部統制システムを構築するために適切な措置を講ずべき義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められる。

(5) 望月氏について

望月氏については、第4回サクト会議が開かれた2017年7月5日の時点において、取締役会や監査役に対し、内部統制システムの機能不全を報告したうえで、それを構築するよう求める義務が生じており、これを怠ったことについて、善管注意義務違反が認められる。

(6) 有國氏及び社外取締役について

有國氏及び社外取締役であった成毛氏、安藤氏、大石氏については、債権保全措置に関する内部統制システムの機能不全を認識し、又は認識し得たとは認められず、内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反は認められない。

第7 執行役員の子会社に対する義務違反の有無

執行役員専務兼CO-COO、カスタマーサポート本部長であった麻生氏は、2016年5月27日に開催されたシェアハウス会議の時点において、直ちにシェアハウスローンの新規融資を停止し、あるいはシェアハウスローンをそのまま取り扱うことについての危険性を管掌取締役や執行会議、経営会議において報告し、それ以上に損害が拡大する可能性をなくす義務を負っていた。

しかし、麻生氏は、何ら具体的な対応措置を講じず、また報告を行うこともなくその後も漫然と取扱いを継続していたものである。

このように、麻生氏は、遅くとも2016年5月27日時点において、シェアハウスローンの取扱いを中止する義務に違反し、あるいはシェアハウスローンをそのまま取り扱うことについての危険性を管掌取締役や執行会議、経営会議において報告すべき義務に違反しているから、担当業務を誠実かつ忠実に執行するという執行役員としての義務に違反したものと認められる。

第8 取締役等の善管注意義務違反と損害

1 当委員会の損害についての考え方

スルガ銀行は、本来、より早い時期にシェアハウスローンの実行を中止し、必要な調査を行うべきであったところ、取締役の善管注意義務違反及び執行役員義務違反によりこれが遅れることとなった。すなわち、スルガ銀行は、本来であれば、実行すべきでなかったシェアハウスローンを実行していたものであり、このうち、回収不能

となるものが善管注意義務違反（義務違反）と相当因果関係を有する損害となる。

当委員会は、過去の貸倒実績率などを勘案して、義務違反発生後に実行されたシェアハウスの3割が回収不能となるものとし、各取締役、執行役員の善管注意義務違反（義務違反）が生じた時点ごとに分けてシェアハウスの実行額を明らかにし、その3割相当額を善管注意義務違反（義務違反）と相当因果関係を有する損害とみなすこととした。

なお、実際に各取締役等に賠償を求めるとした場合には、各取締役等の地位、役割や寄与度、回収可能性、現時点で生じている実損の額、訴訟コスト等を勘案して請求額を定めるべきである。

2 シェアハウスローンに関する監視監督義務違反と損害

上記の当委員会の損害についての考え方にに基づき、当委員会が認定した損害額は、以下のとおりである。

(1) 喜之助氏について

喜之助氏の監視監督義務違反と相当因果関係のある損害は、金307億1058万円である。

(2) 岡崎氏、八木氏について

岡崎氏及び八木氏の監視監督義務違反と相当因果関係のある損害は、金86億6121万円である。

(3) 光喜氏、柳沢氏、白井氏、米山氏について

光喜氏、柳沢氏、白井氏及び米山氏の監視監督義務違反と相当因果関係のある損害は、金43億1187万円（直ちにシェアハウスローンの実行を差し止める義務が生じた場合）又は金34億4958万円（調査を開始する義務が生じた場合）である。

(4) 望月氏について

望月氏の監視監督義務違反と相当因果関係のある損害は、金34億4958万円である。

3 取締役の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と損害

(1) 喜之助氏について

喜之助氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と相当因果関係のある損害は、金307億1058万円である。

(2) 岡崎氏、八木氏について

岡崎氏及び八木氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と相当因果関係のある損害は、金86億6121万円である。

(3) 光喜氏、柳沢氏、白井氏、米山氏について

光喜氏、柳沢氏、白井氏及び米山氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と相当因果関係のある損害は、金34億4958万円である。

(4) 望月氏について

望月氏の内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反と相当因果関係のある損害は、金12億480万円である。

4 執行役員の義務違反と損害

麻生氏の義務違反と相当因果関係のある損害は、金298億3647万円（シェアハウスの取扱いを中止する義務が生じた場合）又は金220億7391万円（シェアハウスの危険性を経営会議等において報告する義務が生じた場合）である。

5 信用毀損による損害

本件一連の問題の発生によって、スルガ銀行のガバナンスに対する信頼は失墜し、スルガ銀行に対する信用は著しく毀損することとなった。

スルガ銀行の信用が毀損し、顧客離れ等が生じたことによるスルガ銀行の損害は、少なくとも金1億円を下回ることはない。

これも法的責任の認められる取締役及び執行役員の義務違反によって、スルガ銀行が被った損害となる。

以上

【添付 2】

調査報告書 (要約版)

2018年11月9日

スルガ銀行株式会社 監査役責任調査委員会

第1 調査の概要

1 監査役責任調査委員会設置の経緯

スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）は、2018年1月に株式会社スマートデイズがシェアハウスオーナーに対する賃料支払を中止したことに端を発するシェアハウス関連融資の問題に関する報道等を受け、2018年1月17日付で、外部の弁護士で構成される危機管理委員会（委員長：久保利英明弁護士）を設置した。危機管理委員会は、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資についての事実関係を調査・検証し、同年4月24日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「危機管理委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、危機管理委員会調査報告書を受け、同年5月15日、その概要を公表するとともに、事態の重要性に鑑み、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことが不可欠であると判断し、同日、同行から完全に独立した中立・公正な専門家3名で構成される第三者委員会（委員長：中村直人弁護士）を設置し、事案の徹底調査と原因の究明を行うこととした。第三者委員会は、シェアハウス関連融資に限定することなく、スルガ銀行における収益不動産ローン全般に関し、事実関係等を調査・検証し、同年9月7日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「第三者委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、2018年9月7日、第三者委員会調査報告書を公表するとともに、同報告書における指摘及び提言を真摯に受け止め、役員体制の変更を行うとともに、企業風土の刷新、業務改革、ガバナンス体制の構築・整備等に向けた取組みを発表した。

あわせて、スルガ銀行は、同年9月14日、第三者委員会調査報告書において言及されているシェアハウスその他の収益不動産ローンに関する不適切な取扱いをはじめとする一連の問題（以下「本件一連の問題」という。）について、現旧取締役において、その職務執行につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等、また、現旧執行役員において、その職務執行につきスルガ銀行に対する債務不履行責任等を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、同年6月の定時株主総会において新たに選任された社外監査役2名並びに独立性を確保した、スルガ銀行及び同行の現旧取締役及び現旧執行役員との間に利害関係のない立場にある外部弁護士からなる取締役等責任調査委員会を設置した。

取締役等責任調査委員会は、本件一連の問題に関する現旧取締役及び現旧執行役員の職務執行に関し事実関係の調査及び責任の判定を行い、同年11月9日、調査報告書（以下「取締役等責任調査委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行の取締役会は、2018年9月14日、本件一連の問題について、現旧監査役が取締役の職務執行の監査につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行

に対する損害賠償責任を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、独立性を確保した利害関係のない立場にある外部弁護士3名からなる監査役責任調査委員会（委員長：西岡清一郎弁護士。以下「当委員会」という。）を設置した。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。なお、当委員会は、補助者として弁護士数名を任命し、本件一連の問題に関する調査・検討の補佐をさせた。

委員長：西岡清一郎（弁護士）

委員：上床竜司（弁護士）

委員：金山卓晴（弁護士）

3 調査・検討の目的

スルガ銀行の取締役会から当委員会に対して委嘱された調査及び検討事項は、下記のとおりである。

記

【調査事項】

- ① シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題
- ② ファミリー企業問題

【検討事項】

- ① 調査事項における監査役のスルガ銀行に対する損害賠償責任の明確化
- ② 損害賠償責任が認められると認定した監査役に対する責任追及（訴訟提起及び訴訟追行）
- ③ 上記に関連する事項

4 本調査報告書の対象事項

本調査報告書は、上記3の調査事項のうち、スルガ銀行の一部株主からの提訴請求対象とされているシェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題（本件一連の問題）のみを対象とするものである。

調査事項②のファミリー企業問題については、現在、当委員会において鋭意調査・検討中であり、追って、同問題に関する調査報告書を提出する予定である。

第2 調査・検討の方法及び範囲

1 調査・検討の方法

(1) 事実関係の調査

当委員会は、本件一連の問題について、原則として危機管理委員会調査報告書及び第三者委員会調査報告書において認定された事実関係並びに取締役等責任調査委員会の調査結果及び認定事実を前提として、現旧監査役の法的責任等について、調査・検討を進めることとした。

もともと、スルガ銀行の現旧監査役について、その法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を検討し判断するという当委員会の職責に照らし、当委員会では、後述する調査対象とした現旧監査役全員に対し、直接ヒアリングを実施した。

また、当委員会では、監査役の責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を判断する上で危機管理委員会調査報告書及び第三者委員会調査報告書の認定事実では不足する事実関係の調査、その他当委員会への委嘱事項を遂行する上で合理的に必要と思料される調査を行った。

(2) 現旧監査役の責任に関する検討

当委員会では、上記(1)の調査と並行して、本件一連の問題について、スルガ銀行の現旧監査役の法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を検討し、判断する作業を行った。

具体的には、当委員会は、取締役の職務執行に関する監査役の監視義務違反等の善管注意義務違反等及び取締役による内部統制システム構築等に対する監査役の監視義務違反について判断した裁判例並びにこれらについて論じた文献等を検討・分析し、監査役に対する責任追及訴訟における判例法理を探求し、上記(1)の調査に基づいて認定した事実関係に基づき監査役の責任の有無を判断した。

2 調査・検討の範囲

(1) 調査・検討事項

当委員会は、スルガ銀行の取締役会からの委嘱事項を調査・検討するに当たり、主として、以下の事項について調査・検討を行った。

ア シェアハウスローンに関する現旧監査役の善管注意義務違反に基づく損害賠

償責任の有無

イ 内部統制システムの構築等に関する現旧監査役の善管注意義務違反に基づく損害賠償責任の有無

(2) 調査・検討の対象者

上記調査・検討の対象とした現旧監査役の範囲は、当委員会が本件一連の問題について法的責任が問題となり得ると判断した、以下の監査役（退任者を含む。）である。

廣瀬正明氏（元常勤監査役。以下「廣瀬氏」という。）

土屋隆司氏（常勤監査役。以下「土屋氏」という。）

灰原俊幸氏（常勤監査役。以下「灰原氏」という。）

木下潮音氏（元社外監査役・現社外取締役。以下「木下氏」という。）

島田精一氏（社外監査役。以下「島田氏」という。）

伊東哲夫氏（元社外監査役。以下「伊東氏」という。）

第3 本件事案の概要

本調査報告書は、要約版であるため、本件事案の概要については、その項目のみを記載することとし、その詳細についての記載は割愛する。

本件事案の概要に記載した項目は、以下のとおりである。

1 スルガ銀行の概要

- (1) 組織の概要
- (2) 監査役監査の体制及び活動の概要
- (3) 収益不動産ローン等の概要
- (4) シェアハウスローンについて

2 事実の経過

- (1) 概要
- (2) 重要な事実

3 シェアハウスローンのリスクについて

- (1) 他の収益不動産ローンと同様のリスク
- (2) シェアハウスローン特有のリスク

4 数多くの不適切又は不正な行為が発生し、これに起因してシェアハウスローンに関し

て多額の引当金が計上されたこと

- (1) シェアハウスローンのリスク分析及びリスク顕在化後の適切な対応の欠如
- (2) 実質的な審査を欠いた融資の実行
- (3) 業務フロー上の重大な問題点
- (4) 情報の断絶
- (5) コンプライアンス意識の欠如
- (6) 不正行為の蔓延

第4 監査役の善管注意義務の判断基準

監査役は、取締役の業務執行について、不正行為、法令・定款違反行為、又は著しく不当な行為（経営判断の原則を逸脱した著しく不合理な行為）がないか否か、監査する義務を負う。

監査役が負う善管注意義務の程度・内容については、概ね次のような基準に基づいて判断するのが相当である。

取締役による違法行為や著しく不当な業務執行（違法行為等）を疑わせる兆候が認められない場合（平時）には、合理的な監査役監査基準に従って監査を行っている限りは、原則として、監査役としての善管注意義務を尽くしたものと認められる。

監査役において、違法行為等を疑わせる兆候を認めた場合（異常時）には、違法行為等の有無について調査を行い、調査の結果、違法行為等がなされたと疑うに足りる合理的な理由・根拠資料が認められた場合には、取締役会にこれを報告して、事実関係を究明するための更なる調査の実施等を勧告する義務がある。そして、違法行為等があることが明らかになり速やかにこれを中止する必要がある場合には、取締役の行為の差止めを請求する等の措置を講じる義務がある。

また、監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があること等を疑わせる兆候を認めたときは、調査、監査報告への記載、取締役会への報告、内部統制システムの不備の是正勧告等の適切な措置を講じる義務がある

第5 シェアハウスローンに関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 日常の監査業務に関する善管注意義務違反の有無

監査役が行っていた日常的な監査活動、すなわち、監査方針・監査計画の策定・作成状況やその内容、取締役会その他重要会議への出席状況、監査役の職務の分担、会計監査人との連携の状況、実地調査（往査）の手順・実施内容等は、スルガ銀行の監査役監査基準に則ったものであり、銀行の監査役が実施すべき監査の方法として特に不相当な点は認められない。往査がヒアリング中心であった点についても、

監査役監査に充てられる人員等や時間が限られていることからすると不合理とは認められない。したがって、取締役の違法行為等の兆候が認められない限り、監査役としての善管注意義務違反があったとは認められない。

2 違法行為等の兆候についての各監査役の認識・認識可能性及び善管注意義務違反の有無

(1) 廣瀬氏について

廣瀬氏は、就任期間中、審査の実質的な形骸化、融資関係書類等についての改ざん・偽装、取扱いを停止したチャンネルとの迂回取引等の問題を窺わせる兆候は認識しておらず、認識できる機会もほとんどなかった。また、シェアハウスローンのリスク分析・対応の不備の問題に関して、シェアハウスローンが実行されていること、シェアハウスの場合には入居状況の確認が困難であることは認識していたが、それ以外に、シェアハウスの入居率が低い、あるいは、実際の賃料がサブリース料よりも相当に低い等の具体的な問題は認識しておらず、不良な業者がシェアハウスを取り扱っていること、シェアハウスローンの融資総額が急速に増大したことも認識していなかった。

したがって、廣瀬氏は、その就任期間中、取締役の違法行為等の兆候を認識し、又は認識し得たとは認められず、監査役としての義務違反は認められない。

(2) 土屋氏について

土屋氏は、危機管理委員会が設置されて本件一連の問題が明らかになるまでは、審査の実質的な形骸化、融資関係書類等についての改ざん・偽装、取扱いを停止したチャンネルとの迂回取引等の問題を窺わせる兆候は認識しておらず、認識できる機会もほとんどなかった。また、シェアハウスローンのリスク分析・対応の不備の問題に関して、シェアハウスローンが実行されていること、シェアハウスの入居状況の確認が困難であること、シェアハウスローンの融資総額が急速に増大したことを認識していたが、それ以外に、シェアハウスの入居率が低い、あるいは、実際の賃料がサブリース料よりも相当に低い等の具体的な問題は認識しておらず、不良な業者がシェアハウスを取り扱っていることも認識していなかった。

したがって、土屋氏は、本件一連の問題が明らかになる前に、取締役の違法行為等の兆候を認識し、又は認識し得たとは認められず、監査役としての義務違反は認められない。

(3) 灰原氏について

灰原氏は、危機管理委員会が設置されて本件一連の問題が明らかになるまでは、審査の実質的な形骸化、融資関係書類等についての改ざん・偽装、取扱いを停止したチャンネルとの迂回取引等の問題を窺わせる兆候は認識しておらず、認識できる機会もほとんどなかった。また、シェアハウスローンのリスク分析・対応の不備の問題に関し

て、シェアハウスのローンが実行されていること、シェアハウスの入居状況の確認が困難であること、シェアハウスのローンの融資総額が急速に増大したことを認識していたが、それ以外に、シェアハウスの入居率が低い、あるいは、実際の賃料がサブリース料よりも相当に低い等の具体的な問題は認識しておらず、不良な業者がシェアハウスを取り扱っていることも認識していなかった。

したがって、灰原氏は、本件一連の問題が明らかになる前に、取締役の違法行為等の兆候を認識し、又は認識し得たとは認められず、監査役としての義務違反は認められない。

(4) 木下氏・島田氏・伊東氏について

社外監査役であった木下氏・島田氏・伊東氏は、いずれも、2017年10月19日の取締役会までは、シェアハウスの健全性を疑うような兆候を見出すことは困難だった。この時点では、スルガ銀行としてシェアハウスのローンについて、その全体像の把握や見直しを行う消極方針に転換しつつあり、社外監査役が取締役に対してさらに調査を行うように求めたとしても、損害の発生又は拡大を防止することはできなかった。

したがって、木下氏・島田氏・伊東氏には、いずれも、監査役としての義務違反は認められない。

第6 内部統制システムの構築等に関する監査役の善管注意義務違反の有無

スルガ銀行の取締役会において決議された業務の適正を確保するための体制の内容自体は相当であったが、その運用において、シェアハウスのローンのリスク分析・管理体制の不備、審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全、営業部門の業務フローにおける機能不全、情報の断絶等の不備が認められた。

しかし、各監査役は、審査部門の独立性の欠如・審査の機能不全、営業部門の業務フローにおける機能不全、情報の断絶の各事実を認識し、又は認識し得たとは認められない。また、シェアハウスのローンのリスク分析・管理体制の不備に関しては、各監査役は、シェアハウスの入居状況の確認が困難であること、シェアハウスのローンについて商品開発時のリスク分析がなされていなかったことは認識し得たと認める余地があるが、これらの事実のみを認識し、又は認識し得たとしても、スルガ銀行の内部統制システムが実質的に機能不全に陥っていると疑うことは困難であった。

したがって、各監査役は、内部統制システムの構築等に関する善管注意義務に違反したとは認められない。

以上